

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和7年 3月 6日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【市民部】

①議案第10号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(2) 議案審査【福祉保健部】

①議案第12号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

②議案第13号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

③議案第14号 介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(3) 報告事項【福祉保健部】

①吉田地区認定こども園の整備について

②第2次安芸高田市地域福祉計画の策定について

③第3次子ども・子育て支援事業計画の策定について

(4) 議案審査【産業部】

①議案第15号 安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

②議案第16号 安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例を廃止する条例

③議案第17号 財産の無償譲渡について

④議案第18号 財産の無償貸付について

⑤議案第19号 安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止する条例

(5) 報告事項【産業部】

①安芸高田市森林環境譲与税活用事業補助金交付要綱の制定について

②「EXP02025大阪・関西万博」神楽公演について

3、その他

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（8名）

委員長	南 澤 克 彦	副委員長	新 田 和 明
委員	佐々木 智 之	委員	熊 高 慎 二
委員	浅 枝 久美子	委員	宍 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	秋 田 雅 朝

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（24名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
市 民 部 長	内 藤 道 也	福 祉 保 健 部 長	井 上 和 志
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	建 設 部 長	河 野 恵
税 務 課 長	平 川 隆 浩	社 会 福 祉 課 長	岡 野 あかね
子育て支援課長	佐 藤 弘 美	健 康 長 寿 課 長	中 村 由美子
保 険 医 療 課 長	北 森 智 視	地 域 営 農 課 長	稲 田 圭 介
農 林 水 産 課 長	森 田 修	商 工 観 光 課 長	松 田 祐 生
商工観光課長補佐	小 野 光 基	社会福祉課地域福祉係長	檜 山 貴 治
子育て支援課児童福祉係長	立 川 栄理香	子育て支援課保育係長	国 広 美佐枝
健康長寿課母子保健係長	津賀山 和 範	保険医療課医療保険年金係長	三 宅 佐由里
保険医療課介護保険係長	大 田 文 子	地域営農課営農支援係長	藤 城 輝 久
商工観光課観光係長	森 竹 和 孝	農林水産課林業水産係主査	原 田 由 史

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹	総 務 係 長	日 野 貴 恵
主 事	寶 村 峻		

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

○南澤委員長 定刻となりました。ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより第3回産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、2月26日の本会議において付託のあった9件の議案審査及び、5件の報告を受けます。

議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。

藤本市長。

○藤本市長 皆さん、おはようございます。本日は9件の議案審査、そして5件の報告案件があります。詳細については、担当職員が資料により御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○南澤委員長 それでは議事に入ります。これより市民部に係る議案審査を行います。

議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

北森保険医療課長。

○北森保険医療課長 おはようございます。議案第10号の要点を説明します。よろしくお願いいたします。

本案は、県単位で運営されている国民健康保険について、県の保険事業費納付金を納めるために必要な保険税額を確保するに当たり、税率を改定する必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

説明資料の1ページをお願いいたします。

保険税率を定めるに当たり、参考とすべき来年度の国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の本算定結果が広島県より示されました。

これによりますと、(1)保険料収納必要額は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、合わせて約6億1,317万円で、前年度より1,681万円余り減額となっております。

また、事業費納付金の算定基礎となる被保険者数推計値は3.6%減の4,517人、介護2号被保険者数は3.3%減の1,240人となっております。

(2)の表は、被保険者1人あたりに換算した額です。

被保険者数の減少により、保険料収納必要額の総額は減少していますが、1人当たりでは前年度比3,916円の増額となりました。

各区分で見ると、医療費分は1人当たり給付費の増加に伴い1,521円の増、後期分は後期高齢者支援金の算定に用いる保険加入者見込み数の減少により1,309円の減、介護分は県による保険料引下げ財源の充当額が減少したことによって3,704円の増となっています。

県より示された保険料収納必要額から、所得基準を下回る世帯に対する保険税軽減額を差し引いたものが、税率算定に必要な集めるべき保険

税額となり、その額は(3)の太枠内のとおりです。

2ページ下段には、国民健康保険事業基金の状況を記載しております。

基金を活用し、被保険者の負担が急激に増えないよう調整を図りつつも、将来の県内保険料水準完全統一を見据えた税率を設定します。

続いて、税率の改正案について税務課より説明します。

○南澤委員長 続いて説明を求めます。

平川税務課長。

○平川税務課長 それでは引き続いて、税務課より説明をいたします。

3ページをお願いします。

3、現行税率・標準保険料率・改正案税率の税収見込です。

この表は、税収見込みを試算し、一覧表としたものです。

(1)は医療給付費分、(2)は後期高齢者支援金分、(3)は介護納付金分について、上段に現行税率、中段に標準保険料率、下段に改正案税率を記載しています。

以上を合計したものが、一番下の表、(4)の国民健康保険税となります。

改正案税率の所得割が13.34%で1.00ポイントの引上げ、均等割が5万5,600円で5,400円の増額、平等割が3万3,700円で3,000円の増額です。これにより試算した税収見込額は4億8,495万6,000円で、収納必要額との差額2,106万1,000円の不足は、国保財政調整基金を充当することとしています。

4ページをお願いします。

現行税率と改正案税率の年税額を比較したものです。

各表の一番下に1人当たり平均の保険税額がありますが、現行税率で13万7,766円に対し、改正案税率では15万6,181円で、1万8,415円の増額となります。

一番右の現行税率と改正案税率の年税額の差額の表を御覧ください。

改正案税率は引上げをしていますので、全世帯が増額となりますが、増額2,000円台が908世帯で全体の27.7%と最も多く、次に1万円台が653世帯19.9%です。最大では8万2,300円増加します。

5ページ以降は、今まで御説明してきました改正案税率に基づいて、今回提案しました条例案の改正条項と内容の一覧です。

次に、議案書を御覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後です。

議案書2ページ、第3条第1項、第4条、第5条は、医療給付費分の2ページ下段、第6条から3ページ上段第7条は、後期高齢者支援金分の、3ページ第8条から第9条の2は、介護納付金分の改正です。同じく3ページ第23条は、低所得者及び未就学児に対する軽減措置の改正です。

附則として、施行期日等を定めています。

以上で、要点の説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木委員。

- 佐々木委員 説明資料の2ページ、今回の増額を含めて急激な、今後も多分増額していくという流れになっていく中で、基金を使いながら急激な上昇を抑えるという説明があったんですけど、基金残高の推移というか、今後、県内一律にするとしまでに基金がなくなるとか、そういったリスクというのはないんですかね。
- 南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
北森課長。
- 北森保険医療課長 2ページの表を見ていただきますと、今年度末の決算見込額が6億1,829万7,000円というふうに記載をさせていただいております。今回税率を設定するに当たって、仮に県の完全統一が平成12年度にされるということを仮定をしております。その際に県の標準保険料率に段階的に近づけていくために必要な基金は、およそ2億2,100万円程度必要であろうということを見込んでおりますので、十分基金としては確保ができています。  
以上です。
- 南澤委員長 内藤市民部長。
- 内藤市民部長 先ほどの課長の説明の中で平成12年と申し上げましたところは、令和12年の誤りですので、訂正をさせていただきます。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員 説明資料の1ページでお伺いするんですけど、単純な質問で恐縮ですが、ここで聞きたいのは、1人当たりの保険料の必要額が増額ということで説明は受けたつもりなのですが、市民の方も増額ということでいろいろ聞かれる可能性もあるのでお伺いするんですけど、これは単純に県のほうの収納必要額の総額は減ったと。それで、逆に今度は1人当たりの保険料収納必要額のほうが増えてきたのだが、説明では被保険者数であったり、数ですか、人数の関係が減っているからという説明だったんですけど、ここでは主な増減要因等も書いてあるのですが、単純にかいつまんでどういうふうにこれを理解すればいいのか、お願いしたいと思います。
- 南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
北森課長。
- 北森保険医療課長 まず医療費ですけれども、近年1人当たりの医療費の総額が増えてきております。これは一つには、コロナのときに医療費が下がっていたものが戻ってきているということであったり、また、医療の高度化、それから、そういったものによって1人当たりの医療費が増えてきているというふうに理解をしております。  
先ほど説明しましたのは、総額としては被保険者数が減っているのに伴ってかかる医療費でありますもの、それから、それに伴って県へ納付する金額というものは減ってきてるんですけども、これを被保険者数で割ったときには1人当たりは増えているというふうになっております。

以上です。

○南澤委員長

秋田委員。

○秋田委員

ということは、今後も恐らく被保険者数、人口減も含めて減ってくるような状況ではないかなと思うんですが、そうなってくると今後も1人当たりの収納必要額は増えていくというふうに理解をしていいいんでしょうか。そうじゃないんでしょうか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

北森課長。

○北森保険医療課長

今の県の推計でもそうですし、今のままでいきますと、1人当たりの金額というのはやはり徐々に上がっていくというふうに思っております。それに対しましては、いろんなそういう保険事業でありますとか、そういった1人当たりにかかる医療費、病気であったりそういったものを少しでも抑えていくというような取組もしながら、医療費が増えていかないうような取組もしていくんですけれども、今現在の予測としては、やはり少しずつ増えていくであろうというふうに見込んでおります。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員

同じく今のところなんですけれども、まず医療費分、先ほど課長にお話ししていただいたので大分理解はしたんですけれども、これは医療という薬が上がったのか、それとも診療費が上がっていくと予想されているか、その辺をちょっと一旦伺います。

○南澤委員長

答弁を求めます。

北森課長。

○北森保険医療課長

主には診療費分のほうが増額になっていくものと思っております。

以上です。

○南澤委員長

新田委員。

○新田委員

それから、その2つ下の介護分のところも上がっているんですが、この内容を若干伺えますか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

北森課長。

○北森保険医療課長

介護分につきましては、県の引下げ財源のほうが減ったということで、ここの必要額のほうが増えているということを先ほど説明させていただいたんですけれども、今年度の算定の際には、県のほうの引下げ財源として6億円相当を充当しております。それが、来年度の算定においては充当しないというふうになっておりますので、その分引下げ財源が減ったということで、こちらの収納必要額のほうが増えているということになっております。

以上です。

○南澤委員長

新田委員。

○新田委員

介護に係る費用が上がったので、ここは抑えることが難しいという

- ことの、極端に言えば理解でいいですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
北森課長。
- 北森保険医療課長 今回の上がった要因というのは、先ほど言いましたように、引き下げるための県の財源が減ったということが主な要因です。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 南澤委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第10号の審査を終了します。  
ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。  
~~~~~○~~~~~  
午前10時17分 休憩
午前10時18分 再開
~~~~~○~~~~~
- 南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開します。  
これより、福祉保健部に係る議案審査に入ります。  
議案第12号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
佐藤子育て支援課長。
- 佐藤子育て支援課長 おはようございます。それでは、議案第12号について要点の説明をします。  
説明資料をお開きください。  
本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市の条例についても同様の改正を行うものです。  
改正の内容については、大きく四つの改正を行います。  
一つ目は、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を、家庭的保育事業者等の外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による配慮」と改正するものです。  
栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士

免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となったことによるものです。

二つ目は、連携施設に関する経過措置を5年間延長し、経過措置の期限を、条例制定の施行日の平成27年4月1日から15年を経過する日とするものです。

連携施設とは、保育内容の支援、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園のことをいいます。

家庭的保育事業者は、連携施設を適切に確保しなければならないとされていますが、その確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、確保しないこととすることができるこの経過措置が設けられており、その期間を延長するものです。

三つ目は、保育内容支援に係る連携施設についての体制です。

保育内容支援とは、利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言、その他の保育の内容に関する支援を行うことで、家庭的保育事業者は、保育内容支援に係る連携施設を確保することとされていますが、連携施設の確保が著しく困難な場合かつ、①、②に記載の要件を満たす場合には、保育内容支援に係る連携協力者を適切に確保した上で、連携施設を確保しないことができるとするものです。

四つ目は、代替保育に係る連携施設についての改正です。

家庭的保育事業者は、保育が提供できない場合に代替保育が提供できるよう、連携施設を確保することとされていますが、連携施設の確保が困難な場合であって、必要な措置を講じてもなお連携協力者の確保が著しく困難である場合には、代替保育に係る連携施設を確保しないことができるとするものです。

以上が今回の改正の内容になります。

附則として、この条例の施行期日は、令和7年4月1日としております。

なお、本市において、特定地域型保育事業を行う事業者はございません。

説明は以上です。

○南澤委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員      説明資料でいただいた2番の(2)、連携施設に関する経過措置を5年延長するためのものなんですけど、この15年を経過する日という変更に関しては、この家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準というのが変わったことによるものなのかを確認させてください。

○南澤委員長      ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長      家庭的保育事業の国の基準が変わったことにより、市の条例を改正するものです。

○南澤委員長      佐々木委員。

- 佐々木委員      となると、安芸高田市の条例の中で10年を15年にするという変更という理解でよろしいでしょうか。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤子育て支援課長      そのとおりでございます。
- 南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員      説明資料の1ページですが、改正の概要ということで説明をいただき、この家庭的保育事業、この事業につきましては自分も理解せなと思って調べてみたら、乳児や幼児を自宅などで保育する事業で、一般的には保育ママとか呼ばれているそうですけれども、本市ではこういう対応はもう既にされているのでしょうか。数を把握されているのでしょうか。
- 南澤委員長      ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤子育て支援課長      先ほども御説明しましたとおり、その事業を実施しておられる方はおられません。
- 南澤委員長      秋田委員。
- 秋田委員      さっき多分そう言われたなと思ってたんですけど、改正の内容として、食事の提供などを行うのに栄養士じゃなくて、又は管理栄養士を置かななくてはいけないということなので、今の時点で本市では対応はないとおっしゃいますが、あるとしたら管理栄養士ももちろんこの改正のとおりになれる予定なんではないでしょうか。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤子育て支援課長      はい、そのとおりでございます。
- 南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員      連携施設の確保について、条文に著しく困難と認める場合というふうにあるんですけれども、例えばどういう状況を想定されるのかというのをちょっと聞きたいです。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤子育て支援課長      実際のところ、本市においてその施設がございませんので、それを想定したことは現時点ではございません。
- 南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長      質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 南澤委員長      討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第12号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第12号の審査を終了します。

次に、議案第13号「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐藤子育て支援課長。

○佐藤子育て支援課長 それでは、議案第13号について説明をします。

説明資料をお開きください。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本市の条例について同様の改正を行うものです。

改正の内容については、大きく三つの改正を行います。

一つ目は、連携施設に関する経過措置を5年間延長し、経過措置の期限を条例制定の施行日の平成27年4月1日から15年を経過する日とするものです。

連携施設、経過措置についての説明は、2ページ上段に記載のとおりでございます。

この連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、連携施設を確保しないことができる経過措置が設けられています。

二つ目は、保育内容支援に係る連携施設についての改正です。

保育内容支援とは、特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定の子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うため、連携施設を確保することとされていますが、連携施設の確保が著しく困難な場合かつ、①、②に記載の要件を満たす場合には、保育内容支援に係る連携協力者を適切に確保した上で、連携施設を確保しないことができるものです。

三つ目は、代替保育に係る連携施設についての改正です。

特定地域型保育事業者は、保育が提供できない場合に代替保育が提供できるよう、連携施設を確保することとされていますが、連携施設の確保が困難な場合であって、必要な措置を講じてもお互い連携協力者の確保が著しく困難である場合には、代替保育に係る連携施設を確保しないことができるものです。

以上が今回の改正になります。

附則として、この条例の施行期日は、令和7年4月1日としています。

なお、現在本市において、特定地域型保育事業を行う事業者はありません。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第13号「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第13号の審査を終了します。

次に、議案第14号「介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

北森保険医療課長。

○北森保険医療課長 それでは、議案第14号の要点を説明します。

本案は、介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員配置基準の見直しが行われたことに伴い、市の基準条例の一部を改正するものです。

説明資料を御覧ください。

改正の趣旨です。全国的に地域包括支援センターの職員確保が困難となっている状況を踏まえて、介護保険法施行規則で定める地域包括支援センターの職員配置基準を柔軟化する改正が行われました。

このことについては、市町村が条例で基準を定める際の従うべき基準となっていることから、市の基準条例において同様の改正を行います。

改正の主な内容は3点です。

1点目は、地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を確保するために設置が義務づけられている地域包括支援センターの運営協議会について、本市では、安芸高田市高齢者福祉・介護保険運営協議会がその役割を担うこととしていることから、機関名の表記を変更します。

なお、本条例の附則により、同様の記載がある他の条例についても併せて改正をします。

2点目は、センターの職員配置について、包括的支援事業等の業務を行う職員は、専従かつ常勤の職員と定めていましたが、運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算法によることを可能とします。複数の非常勤職員の勤務時間を合算して、常勤職員の勤務時間に換算するもので、基準を緩和することで人材の確保を図るものです。

3点目は、複数のセンターの担当圏域における第1号被保険者を合算し、その数に必要な保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の3職種の人員を全体で配置することで、各センターの配置基準を満たすものとします。

この改正については、本市においては、センターは1か所のためのため、適用はありません。

この条例は公布の日から施行します。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
金行委員。

○金行委員      うち1か所しかないということですが、基準を簡単にすることによって働く人が楽になるということですが、うちにはその影響等々はこの法制改正で基準の見直しで2つになるのか、全然この分は関係ないのか、その1点をお聞かせください。

○南澤委員長      ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
北森課長。

○北森保険医療課長      今回の改正については、今の2点目で説明しました、常勤職員を常勤換算方法による職員配置に緩和するというのが関係がしてくるものであります。ただ、現在は地域包括センターのほうで非常勤職員として配置のほうで確保ができておりますので、今すぐにこれが影響するということはありません。ただ、これから先、配置のほうで困難になってきた際に、そういった配置の方法もできるようにするという改正になっております。

以上です。

○南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。

○佐々木委員      非常勤の職員の方が時間ごとに、例えば複数の人が入るというふうになったときに、利用者さんにとって不利益になるようなことはないんですかね。

○南澤委員長      答弁を求めます。  
北森課長。

○北森保険医療課長      その辺はしっかりと職員間での連携を取っていただくということもしていただきますし、またはその利用者の方に対する担当職員というふうな形でつくことによって、それは時間数に関係なくしっかりと支援のほうはできるものと考えております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第14号「介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第14号の審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

続いて、報告事項に移ります。

吉田地区認定こども園の整備について、報告を求めます。

佐藤子育て支援課長。

○佐藤子育て支援課長 それでは、吉田地区認定こども園の整備について説明をします。

説明資料をお開きください。

2月21日の全員協議会では、吉田町吉田地区に位置する吉田保育所、みつや保育所、吉田幼稚園の3園について、施設の老朽化や災害リスク、園児の入所状況及び統合移転の整備方針や今後のスケジュールについて説明をさせていただきました。

本日は、吉田地区認定こども園の整備予定地について説明をします。

1、整備予定場所ですが、吉田町相合1160番地5ほか10筆で、敷地面積は約7,000平方メートルです。資料の位置図と航空写真では、赤い色で囲んでいるところになります。地権者は1名です。

整備場所の選定に当たっては、2、選定の理由にあるように、吉田小学校区内であること、想定規模の園舎と園庭、保護者の送迎、駐車スペースが確保できること、大規模な構造物などが敷地内になく、移転補償や家屋解体費などのコストが抑えられること、土地の確保に長い時間を必要とせず早期の整備が必要であること、保護者の送迎に伴う交通アクセスの利便性や周辺環境のよいことなどの条件を総合的に勘案し、慎重に検討を重ねてまいりました。

次に、追加資料を御覧ください。

4つの保育施設に在籍する児童について、小学校区ごとの人数とその割合を記載しています。実態といたしましては、居住する小学校区内にある保育施設に通う児童の割合が高くなっていることが分かります。

続きまして、3、整備予定場所災害リスクと対策については、取得予定地の一部が土砂災害警戒区域、イエローゾーンに位置しております。

設計の段階において、土砂災害警戒区域、イエローゾーンのエリア外に園舎や園庭など子どもが過ごす場所を整備することで、園児の安全を確保してまいります。

説明は以上です。

○南澤委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員      場所について、今までの議論で吉田小学校区にはなかなかないというお話をお伺いしましたが、今回の場所は候補にあったのか、検討されていたのかお伺いをします。

○南澤委員長      ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長      今回の場所については、今回初めて候補に挙がってきた場所でございます。

以上です。

○南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員      やっぱり懸念されるんですが、災害リスクですよ。一応ここで災害リスクは、前のところよりはいいということですが、一度大水が出てということもございましたが、今県がやっている工事は、元に戻すんじゃないに改良工事やということで聞いていますので、総合的に判断されたというんですが、どうしても市民の方、また吉田学区の方の皆さん、それから安芸高田市の市民でもそこが一番懸念されると思うんですよ。そこらは相当に深く考えられてやったとは思いますが、そこらの点の工事の進捗状況も全体的に把握されてやっていると、そこらをもう少し詳しく知っておられるところをお聞きしたいんですが。市長さんもよく御存じだと思いますが、よろしくお願いします。

○南澤委員長      答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副藤本市長      金行委員の御指摘で2点あると思います。

1つは、先ほど課長のほうから説明をしましたけれども、3の整備予定場所の災害リスク、1つが土砂災害警戒区域の急傾斜地のイエローゾーンに一部入っているということと、もう一つは多治比川の話からくる浸水想定2つが質問の中にあると思います。基本的には、回避するために、まずイエローゾーンですけども、位置図で見ていただくこの囲いですね、赤いこの図面のほうの。中に一部が、山が下のほうに見えますけれども、その山の関係から一部がイエローゾーンが入っているという状況

であります。これは見ていただければまた分かるんですけども、今考えているのは2つあって、1つはこのイエローゾーン以外に園舎を建てて、必要な園庭とか、中の進入路とか駐車場とかいうものも全てイエローゾーンから外して整備するというのを考えております。

もう一つは、イエローゾーンであっても全然そこを使っってはいけないというのはないわけですので、例えばリスクの低い駐車場とか進入路、道路にしておいてふだんは人がいない状況をつくってしまおうということをまず考えております。

もう1点は浸水想定ですけども、これは過去の経験上から言うと、大きな災害が先にありましたけれども、多治比川、このときにも当該地は浸水をしておりません。でありますけれども、またこれを見ていただくと分かるんですけど、いわゆる想定と言えば大規模災害、いわゆる1000年に1回というような部分については若干浸水はあるというのは想定されてはおりますけれども、これも、まずはイエローゾーンとか、浸水想定が想定されているかということ、早めの避難が必要だということがまずあります。ですから、それは事前に想定できますので、このたびJ Aとの協定もありましたけれども、その4階部分に避難するとか、もう登園をさせないとか、いろんな方法もありますし、例えばハード面でいけば、その建物自身を垂直避難にできるための構造にして整備するというのも考えておりますので、これは今お答えを申し上げているのではなくて、いろいろ考えながらこの土地を選定をしたということで、後にはやっぱり専門家の意見も入れながら、整備は安全で安心していただけるような施設にしていきたいというのが今の考えであります。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 説明資料の2の②なんですけど、先ほど副市長のほうから想定の話、計画のいろんな可能性というところを聞いたんですけども、敷地面積を選定する際に想定する規模のというところの園舎については、垂直避難の話があったんで2階建てとかも可能性としてあるという話なんですけど、面積が必要になる、大きいほうでいったら平家の園舎も可能性としてはあるのかなと思うんですけども、そこも建てられるという面積で算定をしている、そういう認識でいいですか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

井上部長。

○井上福祉保健部長 国の基準にのっとった園児数に伴う敷地の面積、あるいは園舎の必要な面積については全て確保ができると。先ほど副市長も申しましたように、イエローゾーンを避けて、それを十分に面積が取れるという計算でおります。

以上です。

○南澤委員長 佐々木委員。

○佐々木委員      もう一つなんですけれども、先ほど文書には入ってなかったんですけど、早期整備が必要でというところの内容も選定理由の一つというふうに伺ったんですけれども、今後、来年度予算を審議する際に、今入ってる取得費の中に土地整備の費用、要は建物を建てる地盤までを完成させていくという整備の理解でよろしいんですかね。民設民営の話もちょっと前にあったと思うんですけれども、その辺りを含めて御説明ください。

○南澤委員長      井上部長。

○井上福祉保健部長      当初予算でまた審議がされるんですけれども、現在計上しているのは土地を取得する費用のみを計上しております。造成費用等は計上してはございません。

○南澤委員長      ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長      質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、吉田地区認定こども園の整備についての報告を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時51分 休憩

午前10時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長      休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、第2次安芸高田市地域福祉計画の策定について、報告を求めます。

岡野社会福祉課長。

○岡野社会福祉課長      それでは、安芸高田市地域福祉計画の第2次計画について御説明をします。

資料2-1の概要版、それと資料2-2の本冊のほうを用いて御説明をいたします。

この計画は、2020年度から今年度までの地域福祉計画の5年間の期間満了に伴い、次期計画として策定しました。計画期間は、2025年度から2029年度までの5年間です。

策定方法は、住民組織団体の代表者、民生委員、児童委員、医療・保健・福祉関係者から委員を委嘱し、3回の策定委員会にて協議いたしました。

さらに、各種団体へのヒアリングを行い、安芸高田市の福祉施策充実のために重要な取組や、今後、特に支援が必要な対象等について意見聴取を行いました。

2024年12月23日から2025年1月23日まで、パブリックコメントを実施し、意見提出は1件でした。

第2次地域福祉計画は、概要版の1ページ中段にあるような複合的な課題や既存制度では対応が困難な課題に対して、今後取り組むべき事項を

盛り込み、関係機関が縦割りではなく横断的に取り組むことを推進するものとしています。

計画書本冊1ページからの第1章は、計画策定の趣旨、地域共生社会の実現、計画の位置づけや期間を記載しています。

本冊7ページを御覧ください。

こちらに、社会福祉法の改正により包括的な支援体制を構築するものとして重層的支援体制整備事業の創設について触れ、安芸高田市が本計画期間内において実施に向けて準備を進めることを記載しています。

この重層的支援体制整備事業については、概要版の3ページに概略をお示ししております。本計画に何度かこの重層的支援体制整備事業について記載をしておりますが、詳細は後ほど本冊第4章にて御説明をします。

本冊14ページからの第2章には、地域福祉に関する現状と課題として、人口動態や福祉制度の受給者数、地域の状況などのデータや既存アンケート及びヒアリングから得た課題を整理しています。人口減少や少子高齢化による影響は地域福祉にも及んでおり、地域づくりの重要性や支援の担い手不足を懸念する声も聞かれました。

これらを踏まえて、概要版の2ページ下段にあるような安芸高田市の取り組むべき課題をまとめています。

本冊43ページから第3章となります。こちらに基本理念として「地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことのできる『地域共生社会』の実現」を掲げ、47ページに計画の体系を大きく3つの基本目標に分け、それぞれに基本施策を設定しました。この中に「重層的支援体制整備事業」と記載のあるものが、この事業に位置づけられる施策となります。

概要版の4ページ及び5ページ、さらに、本冊48ページからの第4章に、施策の展開を基本目標ごとに記載しています。地域福祉計画は地域の福祉課題解決に向けた福祉分野の個別計画の上位に位置するもので、各分野の施策を掲載しています。

この中で、表中の主な取組のタイトルの横に「重層」とあるものが、重層的支援体制整備事業を構成する取組となります。

特に、51ページからの基本目標2「地域で支え合う仕組みづくり」において、重層的支援体制整備事業に関係する新規の取組として、生活支援体制整備事業への移行統合や、専門部署の設置検討を記載しています。さらに、基本目標3「安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」においても、57ページから包括的な支援体制の構築を掲げ、新規に取り組む重層的支援体制整備の各事業について記載しています。

この計画には、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を包含しています。

概要版の6ページ、本冊63ページからの第5章に、成年後見制度利用促進基本計画を記載しています。本市では、任意後見を含む126人がこの

制度を利用しており、今後、関係機関が協働して取り組む中核機関の立ち上げなどの課題があります。

概要版の同じく6ページ、本冊73ページからの第6章に、今回新規に策定した再犯防止推進計画を記載しています。

統計では、本市の犯罪件数は比較的少ないほうだと言えますが、再犯者数・再犯率はデータのある過去2年で横ばいであり、初犯者より再犯者が多い状態が継続しています。就労や住居確保支援を通じて自立を促し、再犯に陥らないような取組が重要です。

概要版の最終ページに本市の包括的な相談支援体制として、各相談機関を記載しています。複合した困難課題を抱える世帯や住民の相談を一元的に受け止め、支援機関及び住民との連携協働により、隙間に落ちることなく支援ができ、住み慣れた地域での暮らしを継続できる地域共生社会を目指し、本計画を推進していきます。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員      本冊の96ページの資料6なんですけど、身寄りのない方の死亡取扱件数という資料がありまして、ここの説明というか、見解の部分のところに亡くなられたときの手続というところが負担が大きくというので、今後こういったケースというのが増えてくる可能性は高いのかなというふうに思うんですけども、先ほどの成年後見人制度も活用しながらだと思うんですけども、本市において、この具体的に何か取り組むとかという今後の計画はありますでしょうか。

○南澤委員長      岡野課長。

○岡野社会福祉課長      身寄りのない方の死亡に関する事務であったり、そういった取組といますか、対応ですが、そちらの表にもありますように、今年度が非常に多い年でありました。身寄りのない方、引取り手のおられない方の死亡の取扱いに関しましては様々な要因が考えられますが、今年度においては親族・家族等の疎遠であったりとか、地域社会とのネットワークがやはり切れていらっしゃる方、要するにちょっと亡くなられてから発見が遅くなっていらっしゃった方とか様々なものがありまして、そこに至る要因として、やはり地域共生社会といますか、地域でのつながりの希薄さであるとか、そういったものが考えられると感じております。ですので、具体的に何か取組がということではないんですけども、地域共生社会の実現を目指すというもののの中で、そういった御近所とかが気に掛け合いながら、我が地域で共に暮らしていくという、そういった意識、地域づくりですね。そういったところをしっかりとこの計画の中で、目指していく中で身寄りのない方の死亡取扱件数が減るかどうかは分からないんですが、そこに至るまでのいろんな要因を排除していくことは可能ではないかというふうに考えております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。  
新田委員。

○新田委員 本冊の19ページなんですけれども、今寝たきりの高齢者、直近の5年間に於いて1,400人前後で推移しているということだったんですが、訪問看護師が恐らく行ってらっしゃるところが多いかなと思うんですが、その辺のもしイメージ的にこういう形で今市として考えているというのがあれば、ちょっとそこを伺います。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
岡野課長。

○岡野社会福祉課長 寝たきりの高齢者の方、要介護認定を受けていらっしゃる在宅で暮らしていらっしゃる方へのサービスの一つとして、訪問看護による支援があります。安芸高田市には訪問看護ステーションとして事業を行っておるのは1か所のみですが、安芸高田市外の訪問看護ステーションからの支援を受けている方もいらっしゃると思います。訪問看護ステーションの訪問看護、それからもう、一つ訪問介護といいまして、ヘルパーによる支援ですけれども、こういった訪問系の支援サービスがなかなかちょっと人材確保の部分で厳しい状況があるというのも、ずっと常日頃から現場のほうで聞いておる声になっております。この辺りを福祉に於いての人材確保、介護であるとか医療であるとかの人材確保の部分で継続的に取り組まなければいけない課題だという認識はしておりますし、訪問看護・訪問介護のサービスの受給・供給がなかなか追いつかないというところも当然リスクとしてはあり得ますので、寝たきりにならない、重度化しないという取組も併せて検討して、それは高齢者分野であるとか健康づくりのほうの計画にもありますが、そういったところをしっかりと推進していかないといけないというふうには感じております。

以上です。

○南澤委員長 新田委員。

○新田委員 今説明にもあったと思うんですが、訪問看護師自体もある程度もうお年を召された方が現役で頑張っているというのもよく伺ってございますし、直接お話も聞いております。そこらも市として取り組まれるということで今お話の中では理解させていただきました。

あと、この本冊の中にちょっと見当たらなかったんですけれども、認知症を今患っていらっしゃる方が大体1,600人前後ということで伺ったと思うんですが、その辺で例えば家で見られて、その方が例えば事故をされたとか、例えばJRを止めたとかいうようなことがあったときの保険対応とか、その辺のもし市のお考えを、ここには多分載ってなかったと思うんですが、今後の方向性がもしあれば伺いたいと思います。

○南澤委員長 岡野課長。

○岡野社会福祉課長 認知症関係の支援につきましては、高齢者福祉計画の中に幾らか記載をさせていただいておるところなんですけれども、こちらにあります成年後見利用促進計画のほうででも、認知症等によって判断力の低下さ

れた方の権利擁護の取組としてしっかりと成年後見等へつなげていくという取組も必要ですし、先ほど委員がおっしゃった保障問題等ですね、そういったところが安芸高田市の実態も把握していく中で認知症に関しては、認知症も基本法がもう一昨年になりますかね、成立しまして、それについての市町村計画を立てるとというのが努力義務でありますので、これについては次期の高齢者福祉第10期の介護保険事業計画の策定の中で検討していきたいと思っております。その中で認知症の支援について、今よりももう少ししっかりと踏み込んだところのニーズであるとか課題を整理して、施策を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、第2次安芸高田市地域福祉計画の策定についての報告を終了いたします。

ここで、換気のため、11時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

次に、第3次子ども・子育て支援事業計画の策定について報告を求めます。

佐藤子育て支援課長。

○佐藤子育て支援課長 それでは、第3次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画について説明をします。

説明資料3-2本計画を御覧ください。

1ページからの第1章は、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、そして計画策定の体系を記載しております。

計画策定の趣旨でございますが、本市では現状の課題やニーズを踏まえ、地域密着型の支援体制を構築し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する取組が必要です。子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、問題を解決するために、本計画を策定しました。

計画の期間は、2025年度から2029年度の5か年でございます。

計画策定においては、安芸高田市子ども・子育て会議における6回の審議や、子育て支援に関するアンケート調査を実施し、本市の現状把握を行いました。アンケートの調査時期は、2024年2月15日から2024年3月1日でございます。

有効回収数でございますけれども、就学前児童については54.5%で、小学生児童については64.2%でした。

パブリックコメントは2024年12月25日から1か月間実施し、意見提出

は2名、6件でした。意見の内容としましては、パブリックコメントの縦覧の仕方や子育て支援事業の利用促進策の具体化など、施策への参考にさせていただくものです。

4ページからの第2章でございます。安芸高田市の子育てを取り巻く環境として、人口等の状況、子ども・子育て支援事業の利用実績、子育て支援に関するアンケートの調査結果のデータを記載しています。

27ページ、28ページになります。

子育て支援サービスの認知度について、就学前では「事業名も内容も知っている」が「乳幼児健診」、「10か月相談会・2歳6か月相談会」で高い評価となっております。

新たに開始されたオンラインおしゃべり広場では、「全く知らない」が就学前で39%と最も高い状況がございました。また、産前産後に係る支援サービスについては、4割程度の方が事業名も内容も知っているとは回答しておられます。

乳幼児健診・10か月相談会・2歳6か月相談会については、就学前で90%以上の方が「事業名も内容も知っている」と回答していただきました。

出産・子育て応援給付金事業は、就学前で半数以上の方が「事業名も内容も知っている」と回答していただいております。

今回は前回に比べて、「事業名も内容も知っている」が、療育教室では小学生で20.6%から35.3%と14.7ポイントの増加、親子交流会・親子体操が小学生で34.5%から48.2%と13.7ポイントの増加、妊婦健康診査・歯科検診が小学生で61.2%から72.5%と11.3ポイントの増加となっております。

一方で、子育て総合相談では「事業名も内容も知っている」が、小学生で30.7%から19.9%と10.8ポイントの減少という結果になりました。

この調査結果により、認知度の低い子育て支援サービスについては、市民の皆様に周知していく必要があると考えております。

36ページからの第3章でございます。計画の基本的な考え方を示しております。

計画の基本理念でございますが、第1次計画・第2次計画と同じ、「子どもたちの夢と未来がふくらむ 安芸高田」とし、地域・家庭・行政が協働することで、子育ての環境づくりを進め、安芸高田市で育った子どもたちが地域で健やかに成長し、また、この町で子育てをしたいと思えるような子育て支援に取り組むことで、未来と可能性を広げることを目指していきます。

施策の体系を4つの基本目標に分け、それぞれに基本施策を設定しております。

基本目標1「子育て家庭への支援の充実」につきましては、子育て支援事業の充実、教育環境の整備、子育て家庭への経済的支援、ひとり親家庭等への自立支援を基本施策政策として規定しています。

基本目標2「地域で支える子育て環境の整備」につきましては、子育て支援のネットワークづくり、子どもの居場所づくり、仕事と家庭との両立の支援、子どもの貧困対策を基本施策として規定しています。

基本目標3「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」につきましては、子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供、相談支援体制の充実、障害のある子どもへの支援、安全・安心な生活環境の整備、児童虐待防止対策等の強化及びヤングケアラーへの支援、子ども・若者の自殺対策及び犯罪対策の強化を基本施策として規定しています。

基本目標4「次代の親の育成」につきましては、家庭や地域の子育て力の向上、多様な体験・ふれあいの機会づくり、健全育成の推進を基本施策として規定しております。

39ページからの第4章は、事業量の見込みと確保方策でございます。

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計などから必要な量の見込みを算出し設定しています。

これまでの第2次計画には記載しておりませんでした新事業といたしまして、53ページから(12)から(17)の6項目を設定しております。

56ページからの第5章は行動計画、4つの基本目標から基本施策を規定した事業について、前期計画の実施内容を踏まえ、見直しを行いました。

84ページからの第6章は放課後児童対策です。子どもが安全・安心に過ごせる場所の提供を行ってまいります。

86ページからの第7章は、計画を推進するために安芸高田市子ども・子育て会議を中心に計画の推進と進捗管理を行い、本計画の内容公表・周知に努めていくことを示しております。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 資料の35ページなんですけれども、(5)今後の方向性の中で広報の強化と内容の周知が求められますと記載をされておりますけれども、達成度を数値で評価されたら分かりやすいなとは思ったんですけれども、目標を立てやすいというか、その辺りはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

国広子育て支援課保育係長。

○国広子育て支援課保育係長 数値ではちょっとまだ表せてないんですが、数値化することも近く検討していきたいと思います。

以上です。

○南澤委員長 ほかに。

熊高委員。

○熊高委員 広報の強化という面では、安芸高田市公式LINEでは子育てという項目がメニューにすぐないので、その辺も勉強したらいいのかなと思いますけど、今後、いかがでしょうか。

- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤子育て支援課長 御意見ありがとうございます。やはり、今子育てをしておられる方、電子媒体でのいろいろな情報をしっかりとくみ取ることが中心になっておるといふふうに認識をしております。安芸高田市のLINEや広報につきましては、担当しております部署のほうと協議をしまして、実践に向けて検討してまいりたいと思います。
- 南澤委員長 ほかに質疑ありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 79ページ、基本目標の4「次代の親の育成」というところなんですけれども、表の2番目の地域子育て支援センター事業、これは64ページの再掲ですけれども、子育て家庭や地域の人々が気軽に交流できる場というところは具体的にどこになりますか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
国広係長。
- 国広子育て支援課保育係長 市内の保育所では、地域子育て支援拠点事業としまして、園庭開放等を子どもさんと保護者さんが気軽に来られるように、そういう集まれる場というところで地域子育て支援拠点事業というものを行っております。そういうところに来られたり、あと、本庁の下にあるプレイルームとかを使っていただければと思っております。  
以上です。
- 南澤委員長 佐々木委員。
- 佐々木委員 園庭開放、今、自分も利用することがあるんですけども、地域の方は子どもさんがいらっしゃらない方も行けるという認識でよろしいんですかね。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
国広係長。
- 国広子育て支援課保育係長 拠点事業はあくまでも子どもさんのいらっしゃる、小さなお子様とか子どもさんとかの相談に乗る事業なので、できれば子どもさんと、様子を見にとか行かれたりとかすることもあるかもしれませんが、拠点事業としては小さなお子様の相談支援とか、そういう形にしておりますので、お子様と一緒にいただけることを想定しております。  
以上です。
- 南澤委員長 佐々木委員。
- 佐々木委員 その下なんですけれども、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校の子どもと地域の高齢者の世代の超えた交流というところなんですけれども、具体的にどのようなイメージでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
国広係長。
- 国広子育て支援課保育係長 以前老人クラブの方とかが保育所に行かれて、園児さんたちと交流を持たれたことがあるので、そういったイメージを持っております。

- 以上です。
- 南澤委員長 佐々木委員。
- 佐々木委員 この基本計画5か年の中でそういったことを実践していくという理解でよろしいですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 国広係長。
- 国広子育て支援課係長 委員のおっしゃるとおり、実践していきたいと思います。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありますか。
- 新田委員。
- 新田委員 28ページの6の放課後児童クラブのところの施設設備を改善してほしいというところの、具体的にこれは何かイメージがありますかね、執行部の。答弁をお願いします。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 佐藤課長。
- 佐藤子育て支援課長 児童クラブの施設を、このたびは例を挙げますと、たかみや児童クラブの創設をしております。これは、ふなさ児童クラブとくるはら児童クラブ2つに分かれておりました施設を、小学校の統合に伴い1つの施設として整備し、子どもの居場所をつくったものでございます。そのほかの児童クラブにおきましては、小学校の空き教室を利用させていただいたりという施設もございますし、まだ小学校が1つではあるんですが、児童クラブが2つという施設もございます。今後、子どもたちの児童クラブの施設として、広さであったり設備であったりというものをより過しやすいしていきたいということを考えております。
- 南澤委員長 他に質疑はありますか。
- 佐々木委員。
- 佐々木委員 64ページですけれども、基本目標の2で地域で支える子育て環境の整備の中の2段目の子育てイベントの実施というところなんですけれども、市内でたくさん各所であることが望ましいかなというふうに自分は思うんですけれども、行政主導という形になると数が限られるとかということもあるかなと思うので、民間主導とか、それこそ市民の方が集まって計画されるというところなんかがあるほうが、より盛り上がるというか、にぎわいが出たりとか、それはひいては市外の方からもいい環境だなというふうに思っただけかなと思うんですけれども、そういったところなんかに補助金・助成金などの事業として組み込んでいくとかという考えはございますか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 佐藤課長。
- 佐藤子育て支援課長 これまでは市主導のイベント等を想定しておりましたので、その辺につきましてはちょっと検討しておりませんでした。
- 南澤委員長 佐々木委員。
- 佐々木委員 この5か年の中で今後計画というか、検討していく考えはありますか。

か。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 この5か年計画につきましては、計画策定後も子ども・子育て会議において随時見直しをしていくこととしております。このたびいただきました意見も踏まえて、協議に持っていきたいと思います。

○南澤委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 別ページなんですけど、32ページのアンケート結果で、⑤の充実させてほしい子育て支援というところで一番に安全な遊び場を増やしてほしいというのがあるんですけども、この計画で具体的にというふうになると、恐らく児童クラブとかの設置とか整備になるのかなというふうに思う部分もあるんですけど、個人的にはなるんですけども、近くにないというところが一つ理由としてここは挙げられるのかなというふうに考えていて、その辺りは今後の計画、今回の計画に含めてどういうふうに取り組んでいかれるか、お聞きします。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 このたびは、この子ども・子育て計画策定のために保護者にニーズ調査をした結果となっております。子育て支援課で今現在考えておりますのは、やはり保育施設であったり、児童クラブを中心とした施設を活用することを一番に考えております。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。  
金行委員。

○金行委員 この計画は教育委員会との連携というのはいくらかされとるんですか。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 こちらの計画の88ページをお開きください。  
この計画策定に当たり、子ども・子育て会議の委員の名簿を記載しております。この中には小学校のPTAの関係者の方、それから教育委員会からも職員が委員となって参加をしております。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。  
熊高委員。

○熊高委員 8ページなんですけれども、ちょっとよく分からないのであれですけど、合計特殊出生率の安芸高田市の数値はございますでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長 本市の合計特殊出生率でございますが、これはあくまでも担当課のほうで数字を拾って計算をして出したものというふうにお答えしたいと思います。  
2022年度におきましては、1.165というふうに計算で出しております。  
以上です。

- 南澤委員長 ほかに質疑はありますか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 少し前にあった教育委員会との連携の話に絡めてなんですけれども、先ほどの子どもの居場所に関して児童クラブだったりとかというところだったんですけれども、学校の校庭とか体育館などとかというところの利用にまではお考えはないんでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤子育て支援課長 やはり、教育委員会が所管となりますので、現時点については小学校の校庭であったり、体育館というものについては想定しておりません。ただ、児童クラブの夏休み等の長期利用に関しましては、今実際に園庭をお借りしたり、体育館をお借りして行事をしているという実態はございます。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありますか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、第3次子ども・子育て支援事業計画の策定についての報告を終了いたします。  
ここで、説明員入替えのため、暫時休憩といたします。  
~~~~~○~~~~~  
午前11時43分 休憩
午前11時45分 再開
~~~~~○~~~~~
- 南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
これより、産業部に係る議案審査を行います。  
議案第15号「安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 説明資料を御覧ください。  
改正の趣旨ですが、施設の利用料金について、実態に合わせて単位と利用料金を変更するものです。また、ほかの施設と同様な文言で、指定管理者が利用料金を収受できる旨を加えております。さらに、規定する料金は消費税抜きであることを明記させていただきました。  
次に、改正の内容を一覧で示しております。このうち、物産加工場は、現在、食堂の調理場になっておりますので、一覧から除外しました。  
以上で、説明を終わります。
- 南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
新田委員。
- 新田委員 利用区分のところを見ているのですが、2の改正内容の店頭等は特にここには明記はないんですが、店頭利用についてもしお考えがあれば伺います。

- 南澤委員長      ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長      店頭につきましては、施設のほうで展示販売するようにされておりますので、特にありません。この展示場につきましては、物を飾ったり、作品を展示するところとして使われている部分になります。  
以上です。
- 南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員      条文の一番最後の備考のところでちょっと確認にはなるんですけども、1、2、3あって、例えばなんですけれども、市民以外の方が冷暖房利用した場合の料金は幾らになるのか教えてもらえますか。
- 南澤委員長      ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長      その前に書かれておりますように、上記の利用料金の倍額という形になりますので、市外の方が使われたら、その分の利用料金の倍という形になると思います。  
以上でございます。
- 南澤委員長      佐々木委員。
- 佐々木委員      その方が冷暖房を利用した場合は、上記利用金額の倍額とするというふうになってしまうんですけれども、結果的に幾らになるのかなというところでは。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長      1時間300円で、市外の方が利用された場合600円で、冷暖房の利用の場合はその倍として1,200円という形になります。
- 南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員      条例の一部改正の中の条例文でございますが、2ページで、使用料から利用料金にまず改定をされるというこの名称ですよね。これはなんで使用料から利用料金のほうへ変えられるんですか。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長      これまで使用料という形になっとったんですが、これにつきましてはよその条例と同じような形で、その施設の管理者が利用料として取るという形で、よその条例と合わせてこういう形にしております。  
以上です。
- 南澤委員長      秋田委員。
- 秋田委員      他市の例ということで理解しますが、であれば、この利用料金、設定料金ですよね。そこが少し改正されてますけど、何か他市を参考にされたとか、料金設定についてはどのような状況なんでしょうか。
- 南澤委員長      答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 この利用料金の設定につきましては、現在、やすらぎのほうで利用スタイル、金額の取得方法がそういう考えで今やられておりますので、実態に合わせて変更させてもらっているようになります。

以上です。

○南澤委員長 秋田委員。

○秋田委員 先のお話で恐縮なんですけど、これを今すべきかどうか分からないんですが、財産管理課のほうで2023年9月でしたかね、施設廃止スケジュールということで、産業系施設ということで資料を頂いておるんですが、この向原農村交流館、これは2026年に譲渡か、地元との協議が全てですが、一応予定として上がってるんですが、それはそれで考えながらこういう条例改正も当然されたということで、言いたいのは、2026年に向けて譲渡等のことがあるのかどうかを、伺っていいのかどうか分かりませんが伺いたいと思います。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 この計画につきましては変更しておりませんので、一応令和8年に譲渡という形では動いてます。ただ、今回変更させていただいたのは、それ以上の金額を取得することになったときに条例違反となりますので、それに対する変更という形で御理解ください。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第15号「安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第15号の審査を終了します。

審査の途中ですが、この際、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

次に、議案第16号「安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例を

廃止する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長 16号の審査という形になりますが、全部関連がありますので、16号、17号、18号と合わせて説明のほうをさせていただければと思います。

説明資料のを御覧ください。

概要として譲渡に係る施設は、平成15年度に新山村振興等農林漁業特別対策事業により整備した農林水産物処理加工場であります。事業の内訳等は記載のとおりでございます。

譲渡先は、川根柚子協同組合となります。

経緯としまして、公共施設等総合管理計画において、受益の範囲が限られる施設は譲渡を進め、事業効果による政策補助に転換することとしており、県や国と協議を進め、財産処分の承認を受け、川根柚子共同組合と合意に至り施設譲渡するものです。

無償譲渡の根拠として、本施設は、国の補助金を活用して、川根地域において柚子製品の加工品製造・販売拡大を通じて柚子原料供給農家の所得向上、就業機会の創出、地域の活動拠点としての活動目的を持った施設であり、その事業主体要件を整える川根柚子協同組合に無償で譲渡するものです。

位置図や平面図や現況写真、また土地の無償貸付の範囲を示した図面を添付させていただきました。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 財産の無償譲渡、議案第17号に関して大丈夫ですか。

○南澤委員長 まず、第16号の設置及び管理条例を廃止する条例についての質疑をお願いします。議案第16号について質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 今、御説明いただいたんですけれども、なかなかちょっと整理が難しいと思うので、説明資料に基づきちょっと伺ってよろしいでしょうか。先ほど御説明があったとおりで、平成15年にこの施設は造られたということの説明だったと思うんですが、かなり設備関係で古くなった施設も中にはあるんじゃないかなと想像されるんですが、そこは今回譲渡の方向性ということで、条例がなくなった状態で全ては市からは何もできないという形で、経年劣化したその施設はもうそのままということで市のほうは何もされないということの理解でよろしいですか。まず、1点そこを伺います。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 この施設につきましては、平成30年度にこの譲渡に係る修繕補助金として1,611万200円を支出しております。この修繕内容につきましては、

トイレの入り口扉の追加や壁穴の修繕、プレハブ冷凍庫を冷蔵庫に変更、手洗い水栓自動化、エアコン設置等、22項目と浄化槽の亀裂修繕を既に行っており、これに伴って譲渡を受け入れていただいたというふうになっております。

以上です。

○南澤委員長 新田委員。

○新田委員 ちよつとある施設に行ったとき、お土産品を聞いたら、安芸高田市でつくったものありますかということでちよつと名前を伏せて聞いたところ、柚子製品しかありませんということで、今回民間になられることで大きく期待してるところもありますので、恐らく、例えば学校の児童生徒さんとか、それから民間で言ったら遠くの方が、恐らく施設を見に来られる方等々がいらっしゃると思うので、そうしたときに課長の御説明でもあったのですが、トイレ、特に浄化槽、その辺がちよつと長くにわたりちよつと経年劣化している可能性があるんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 今30年の修繕からもう既に5年たっています。その間に劣化したと言われたら分かりませんが、一応そのとき修繕箇所を協同組合のほうから、これほどの修繕をしたいということで要望に応えたというふうに思ってますので。

以上です。

○南澤委員長 新田委員。

○新田委員 それでは、ある程度の協同組合の要望には応えられたということの理解をさせていただきました。

あと、4番目にあるところの柚子生産組合の今は農家さんですね、柚子農家さんが、例えば今回民間になられることで、もしかしたら企業なので、やっぱりいいときと悪いときが当然あると思うんですね。そうなったときに柚子はちゃんと買っただけなのかどうなのかというところがちよつと気にかかるところなので、その辺のもしお考えがあれば伺いたと思います。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 あくまでこの協同組合は、柚子の生産をされる方の協同組合として成り立っておりますので、生産された分については組合のほうで買取りをされるというふうに思います。

以上です。

○南澤委員長 新田委員。

○新田委員 ということは、生産組合を含めて柚子加工所で全てこれからは販売もやっていくということで、市としては特に何もそこはやることはないということの今答弁だったと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

- 南澤委員長 答弁を求めます。  
森岡産業部長。
- 森岡産業部長 この件につきましては、これまでもずっと柚子の組合のほうで運営してきておられまして、安芸高田市としてはその経営に関与しておりませんでした。ですから、建物が組合に移るといふところの今回の話であって、その経営についての中身について、安芸高田市が関与するといふことは今までもありませんでしたし、これからありません。
- 南澤委員長 新田委員。
- 新田委員 大体理解できました。民間になられて期待度がやっぱり大きいといふところもあるんですけれども、確かに不安なところも、地域なんですね、私も。ぜひ頑張ってもらいたいという思いもあるんですけれども、今後、期待の部分も含めてしっかり我々も応援していかなければいけないと、そんなふうに思っております。
- あと、施設のことは今伺ったので大丈夫だということと、あと販路についてはしっかり柚子組合のほうで頑張られるということで、今までどおりで頑張っていかれるということで理解させていただきました。
- あと、もう1点、最後なんですけれども、10年間だったと思うんですが、これは借地を貸与されるということで、これから今からの0円指定管理というのが、言葉はあまり適切ではないかもしれませんが、そういった施設が今から出てくる可能性があると思うんですね。譲渡される施設が。そうなったときには、そういった条件もこれからつけられるかどうか、その辺を最後にちょっと1点伺いたいのですが。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
森岡部長。
- 森岡産業部長 産業部に関わる施設ということでよろしいでしょうか。産業部に関わる施設で、これからこういった例が出てくる可能性というのがあります。そこにつきましても、やはり今回の例がございますので、それに基づいてやっていくという形になると思います。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員 議案第17号で財産の無償譲渡、建物の無償譲渡の部分でお伺いしていいんですかね。
- 南澤委員長 今は条例を廃止する条例について、設置管理条例の廃止についてで質疑をお願いしたいと思います。次でお願いします。  
ほかに質疑はありますでしょうか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第16号「安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第16号の審査を終了します。

次に、議案第17号「財産の無償譲渡について」の件を議題といたします。

質疑は先ほどの第16号と一緒に行われましたので、質疑に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 無償譲渡ということで、建物の無償譲渡ということでお伺いするんですが、譲渡の条件は議案書にも書いてありますけれども、地域活動の活発化に貢献することという条件で、確かにこれまでも柚子はいろいろ頑張っておられたということと、説明資料では、今度は譲渡の根拠としては事業主体要件を備える農業者の組織する団体と、市は関わってないですよというような説明があったかと思えますけれども、ここでお伺いしたいのが、経緯の中で管理計画に基づき事業効果による政策補助に転換することになったということなので、この辺りについては、今後、政策補助をどのように私たちは理解をしておけばいいのでしょうか。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 これまで、実際には今現在、柚子加工場は行政財産の使用許可という形で施設の使用を認めております。その前は指定管理という形で施設の管理をしていただいていたんですが、譲渡という話が始まりまして、指定管理の申請が間に合わなかったということで行政財産の使用許可という形で利用していただいております。この公共施設の総合管理計画の中で、譲渡を行って政策補助に転換という形で書かれてる部分を質疑されたと思いますけど、その施設の運営の中でどうしても必要な部分があれば補助金をつけることも可能ということで、指定管理のようにずっと指定管理料を払うとかいう形じゃない形でやっていくというものになると思います。

以上です。

○南澤委員長 秋田委員。

○秋田委員 だから、さっき今後の話も出ましたけれども、補助はほかの例が出てきたときでも、そういう政策的補助はいくら譲渡したのでもしていきましょということで理解させていただいていいですね。

○南澤委員長 答弁はありますか。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 そう思うしております。

- 南澤委員長      ほかに質疑はありますか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員      無償譲渡の根拠が示されてるんですけども、来年度の当初予算の審議もそうなんですけど、緊縮財政の中でというところで、今後のこういう物件とかがあるのにも絡めてにはなるんですけど、少しでも執行部というか、安芸高田市の利益になるような取引の条件という形にはならなかったんでしょうか。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長      あくまでこの施設につきましては、国の補助金を使用して造っている施設でございます。このたび国に対して、この長期利用財産の無償譲渡に係る協議を行っております。今回、この部分で国からの承認を受けております。この国からの承認の中は無償譲渡という形になってますので、今回有償ということになると、補助金の返還の事務を行っていかねばいけないというふうに思っております。そのため、あくまで当初ここを造るときの生産団体に譲渡することで初めて無償での譲渡を認めてもらっているというふうに御理解いただけたと思います。  
以上です。
- 南澤委員長      佐々木委員。
- 佐々木委員      となると、譲渡条件のところに関しては何か期限というものはあるんでしょうか。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長      この川根柚子協同組合さんとは確約書を交わしておりまして、あくまで施設を造ったときの設立目的、柚子の加工品を作ると、そういった部分を最後まで続けていただく。期限というのは、譲渡した時点でうちが持つてる所有物はなくなりますので、期限はありません。  
以上です。
- 南澤委員長      佐々木委員。
- 佐々木委員      建物の耐用年数、取得年月日、処分制限という説明資料の中にある令和24年1月30日というものは、建物の耐久性に関するところだと思うんですけども、事業自体は期限がないということになると、すぐやめることもできるということになってしまうんですか。譲渡条件の中に期限がないということであれば、柚子加工をしなくなる可能性もあるということですか。
- 南澤委員長      答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長      柚子加工につきましてはずっとやっていただかないといけないという形の、その中でこの処分制限年度令和24年1月30日は、ここまですぐもし途中でやめれば補助金を返還する義務が発生する期限というふうに思ってください。

- 以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑ありませんか。  
浅枝委員。
- 浅枝委員 でしたら、今のことで言うと令和24年、まで後継者というのは確実にいらっしゃると見てらっしゃるんでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 後継者というか、この川根柚協同組合が運営組織という形になります。あくまで法人なので、その中で組合長が代わったりすることはあるかもしれませんが、法人としての責任を果たしていただければというふうに思ってます。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第17号「財産の無償譲渡について」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 南澤委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第17号の審査を終了します。  
次に、議案第18号「財産の無償貸付について」の件を議題といたします。  
先ほど執行部より説明がありましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員 まず無償貸付ということで、貸付期間を10年という設定をされているんですが、何か10年というのは根拠があって貸付けということなんでしょうか。
- 南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 この施設につきましては、10年という部分につきましては、今回この譲渡する中で有償という形もあったと思いますが、今回不動産を取得されることで、不動産取得税とかいうものがかかってきます。不動産を取得するだけで税金がかかってきます。そういった不動産取得税とか、あと、これから固定資産税も払っていくことになります。そういう部分で激変緩和ではないですが、ある程度継続性を持ってもらうためにも今

回10年ほどの猶予を持ちながら、運営の状況を確認させていただければ  
と思って10年という形で思っております。

以上です。

○南澤委員長 秋田委員。

○秋田委員 今説明をいただいたんですが、次に聞いたかったのが、これは土地  
については無償貸付と、建物については譲渡しますよと。土地については  
貸付けなんだけれども、いろいろ不動産取得税とか、そういった部分  
が土地を買う場合には関わってくる。買う場合じゃないんですか、そう  
いったことが関係してか、そこら辺りを聞きたいんですが、どうして土  
地は貸付けになったんでしょうか。譲渡じゃなくて貸付けになったのか  
という、そこらの理由です。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 土地につきましては、もう既に安芸高田市の土地になっております。  
土地を取得するにも市のお金を使って取得しておりますので、うちで考  
えてる部分については無償譲渡じゃなくて、あくまで賃貸か売却かとい  
う部分があるかと思います。今回につきましては無償貸与ということで、  
運営のほうを確認しながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○南澤委員長 秋田委員

○秋田委員 その無償貸与について、いろいろと意見があちこちでもあるかと思  
うんです。それで、今後こういう施設が、先ほど向原の農村交流会館の  
話も出たんですけど、今後そういうときが出てきたときも同じように建  
物等は無償譲渡にしたり、土地についてはずっと一律貸付けでやってい  
くんだということ。ここに何でそれを言うかといったら、さっきも少し  
ありましたが、市は関わってないけど民間施設だと。川根の柚子は民間  
施設だということを考えたときに、民間の施設が無償で貸付けをする  
ということはどうなのかなというような声もあったように思うんですね。  
そうしたときに、じゃあ、今後出てくることへ対応するときにきちんと  
ここの線をしとかんといけないので、それは今後ほかの例が出てきても、  
そういった形で対応されていくのかどうかをお伺いしたいと思います。

○南澤委員長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 この無償貸付につきましては、本市の中でいろいろと施設がございま  
すけれども、その例に倣って貸付けをしておると御理解をいただきたい  
と思います。例えば、保育所につきましては、八千代保育園でありま  
すとか向原こぼと園の貸付地がございます。そういったものについても  
民間建築はされておりますけれども、市の土地を無償で貸し付けておる  
という状況がございます。ただ、趣旨は違います。やはり、なくてはな  
らないものを民間でやっていただいておりますというところで無償貸付とい  
うところ。それから、また医療機関についても、高宮支所の横にありま

す診療所、それから美土里支所の横にあります診療所につきましても、ファミリー歯科も含めて民間で建てておりますものを無償貸付をしておることがございます。ただ、これも趣旨は、やはり僻地医療の関係で地元になくてはならないものという判断での貸付けとなっております。

今回の川根柚子につきましても、純然たる民間というところではなくて、やはり組合として設立をして運営しておられます。そういったところで考えれば同様の考え方ができるのではないかと考えております。ただ、10年というスパンを取らせていただいたのは、先ほど課長が説明したとおりでございます。ちなみに保育所、それから各医療機関の無償貸付期間は30年という期間を定めております。それが経過した場合は、また双方の自動継続というところがありますが、川根柚子につきましては無償貸付期間の10年が経過したときにまた方向性を考えさせていただいて、議会のほうで判断をいただくという思いを持っております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑ありますか。

佐々木委員。

○佐々木委員 説明資料のほうなんですけど、貸付けの条件があるという認識でいいんですかね。先ほどの貸付期間は10年というのがあって、目的も決まってるんですけども、1個前の無償譲渡のところであった補助金の返還の義務が発生する期間があるという話でいったときに、恐らくこの貸付期間というのは延長するのが真っ当というか、順調にいけばそのようになるかなというふうに思うんですけども、土地を貸し付けるというふうになったときに条件をつけておかないと、例えば10年間の間に何か変化が起こったときに、言い方がちょっとうまく分からないんですけども、要はこちらの安芸高田市のほうからの土地を貸しているというところに対しての監視がどのようにされるのかなというところなんです。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 今言っております10年というのは、例えば川根柚子さんが売上げをかなり上げられて、販売実績もすごく伸びてとなったときには、その土地について有償での貸付けというふうな形を持っているというものになります。あくまで10年のスパンというのはそれを見定める期間というふうに思っただけだと思います。あと、貸付けの条件としましては、適正管理をしていただくというのが条件になってくるかというふうに思いますが。

以上です。

○南澤委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 例えばの話になってしまうんですけども、この10年の間に建物の用途を変えとか建て替えるとかという可能性があった場合に、土地はそのまま無償貸付のままでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

- 稲田課長。
- 稲田地域営農課長　　そういう場合はその形状変更のほうを市役所に対して出していただいて、それが適正なものなら許可をしますし、適正でなかったら不許可をするという形になってきます。
- 以上です。
- 南澤委員長　　佐々木委員。
- 佐々木委員　　その形状の変更というのは建物のほうもという理解でよろしいですか。土地の変更はもちろんだと思うんですけど。
- 南澤委員長　　答弁を求めます。
- 稲田課長。
- 稲田地域営農課長　　建物につきましては譲渡しておりますので、そちらのほうで独自でどこか模様替え等をしていただいても結構という形になります。
- 以上です。
- 南澤委員長　　ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 南澤委員長　　質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
- これより討論に入ります。討論はありませんか。
- 〔討論なし〕
- 南澤委員長　　討論なしと認め、討論を終結いたします。
- これより、議案第18号「財産の無償貸付について」の件を起立により採決いたします。
- 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 南澤委員長　　起立多数であります。
- よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 以上で、議案第18号の審査を終了します。
- 次に、議案第19号「安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止する条例」の件を議題といたします。
- 執行部より説明を求めます。
- 松田商工観光課長。
- 松田商工観光課長　　本案は、安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止するものです。
- 説明資料1ページをお願いします。
- 当該施設は、地域づくり、福祉の増進、また地域コミュニティの場として設置されました。施設は主に、管理施設、レストハウスでございます。地域農産物、加工品等の販売、飲食の提供などを行い、地域の活性化の拠点として活用されていきました。
- 廃止に至るまでの経緯でございますが、合併以降、令和5年度まで、上根・向山地域振興会と管理業務委託契約を締結し、施設の管理を行っていただいていたましたが、管理者からの撤退の申入れにより、令和6年度より施設を休業しています。

平成5年に建築された当該施設は、老朽化が進んでいること、また、これまで土地の賃借料を市が負担していたことから、廃止することといたしました。

廃止後につきましては、管理施設を解体後、土地の賃貸借契約を解除した上で地権者に土地を返却します。

以上で、説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 今丁寧な御説明いただいたんですけども、これは民間譲渡という方向性は考えられなかったのでしょうか。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 先ほどの質疑でございますが、民間からの問合せもありました。しかしながら、この間、地権者との協議の中で土地の賃貸借契約は、市以外の民間企業との契約は行わないという旨の意向がございましたので、地権者のほうと協議し最終的に廃止するという形になりました。

以上でございます。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 1点お聞きします。地権者がこの建物を置いてとってくださいと言えば、置いてあげて地権者に譲渡ということはできるんですか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 そのレストハウスでございますけど、そうしたところ、そのまま地権者のほうに返すということも可能ではございましたが、建てるときの当初の契約の段階で更地にして戻すということが契約にうたっておりましたので、そうした対応を取りました。もし仮に残して、それを譲渡するということであれば、また税の関係でありますとか、そうしたものが発生してまいりますので、そこについて完全に撤去をしてお返しするというので、地権者のほうと合意形成させていただいたところでございます。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第19号「安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第19号の審査を終了します。

続いて、報告事項に移ります。

安芸高田市森林環境譲与税活用事業補助金交付要綱の制定について報告を求めます。

森田農林水産課長。

○森田農林水産課長

それでは、安芸高田市森林環境譲与税活用事業補助金交付要綱の制定について、資料により報告いたします。

説明資料の1ページ目、資料1を御覧ください。

本市の現状としまして、総面積5万3,771ヘクタールのうち人工林面積は1万764ヘクタールで、耕地面積とほぼ同じ面積となっており、人工林面積のうち55年生を超える林分が5,542ヘクタール、約51%で利用可能な人工林資源が充実しつつあります。

これらを適切に整備するため、2022年に森林環境譲与税活用方針を策定し、本市で特に必要と考える項目を選定したところです。

近年頻発する豪雨災害等により、林業専用道や森林作業道が被災し、路肩洗堀や崩壊などで車両の侵入が困難な状況となり、森林整備の妨げになっています。

このことを踏まえ、このたび安芸高田市森林環境譲与税活用事業補助金交付要綱を定め、森林整備に必要な路網の整備や既設路網の修繕を行う林業者等に対し補助金を交付し、森林整備の推進を図るものです。

補助対象事業・補助金額は、まず森林作業道開設に係るものは1メートル当たり2,000円、既設作業道、林業施設等の修繕に係るものについては、1メートル当たり1,000円とし、補助金の対象者は、意欲と能力のある林業経営者、これは経営管理事業に伴いまして、県のほうに登録されている林業事業体でございます。森林所有者、生産森林組合、自伐型林業者、地域団体等としております。

この補助金の活用により、本市の森林整備がより一層推進できるよう期待をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○南澤委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅枝委員。

○浅枝委員

4番の補助対象の森林作業道に係る補助なんですが、1メートル2,000円、これ幅はありますか。

○南澤委員長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長

作業道によっていろいろ幅員は変わって、山林の状態によっていろいろ変わってはきますけれども、このメートル2,000円という算出根拠としまして、3メートルの道路を基準に考えております。

以上でございます。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。続きがありますか。  
浅枝委員。

○浅枝委員 例えば今のそういう作業に関わる方たちというのは、重機とかを使われると思うんですけど、それに対してはリースとか補助とかいうのはお考えでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
森田課長。

○森田農林水産課長 それも含めてという思いでおります。令和2年に八千代町佐々井地区のほうで作業道を、これは国庫補助を使って作業道を開設しておりますけれども、それを総事業費を延長で割ったところ2,000円程度ということで、この2000円というものを決定をさせていただいております。ちなみに全国的にこの2,000円というのがオーソドックスとかスタンダードという金額だというふうに考えております。

○南澤委員長 浅枝委員。

○浅枝委員 でしたら、ちょっとこれはどうか分からないんですけど、例えば重機を使われるときに、意欲・能力のある方たちというふうにおっしゃられたんですけど、皆さんレベルが一緒かどうか分からないんですが、例えば精通した専門の方の講習会とかがあったら、皆さんの技術が一定になってよろしいかなと思うのですが、そういうのは市のほうで開催とかいうのはできるものなのかどうかをお伺いします。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
森田課長。

○森田農林水産課長 まず、この意欲あると申しました部分については、これは企業さんでございまして。県のほうに安芸高田市で施業をしてもいいよというふうに登録をされている企業組合さんでございまして。

講習会ですけれども、今、民間団体さんのほうが講習会を開いて、いろんなボランティア団体さんのほうに案内をされたりというのもありますし、市には専門家がおられませんので、県のほうの技術担当のほうに相談をして県のほうからの派遣も可能かと思っておりますので、その辺りを検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑ありますか。  
秋田委員。

○秋田委員 今回のことなんですが、先ほどの道路幅、幅員等の説明は3メートルということで、リースの話もされていましたが、舗装であったりとか、碎石を敷き詰めるとか、そういう道路の条件とかいうのは設定されながら補助金を出されるんですか。そういうのはないんですか。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
森田課長。

○森田農林水産課長 今この補助金で考えておるのは、林道からの枝の部分なんです。実

際、林道から離れたところに切り出したい山があるといったところの枝葉の部分の道を想定してますので、舗装であるとかいうのはちょっと考えていません。ただ、碎石を敷くのは場合によってはあろうかと思えますけれども、それも含めてのこの単価と。当然、林業者であつたらそういう重機とかをお持ちですけれども、地域の団体であつたり、森林所有者であつたりというのは重機を持っておられないということがあろうかと思えますけれども、そこらのリース代も全て含めてのこの2,000円という単価を考えさせていただいております。

以上でございます。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 作業道開設の補助金についてお伺いします。作業道開設には土地の所有者を特定する必要があると思うんですけれども、登記簿を法務局からたくさん取る必要があつて、かなり数があるので負担になるという声もあるんですけれども、こちらの手数料についてもこの2,000円の中に入ってるというふうに考えてよろしいでしょうか。それとも、またそういう声があれば考えようという考えがあるのか、お伺いします。

○南澤委員長 答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長 今補助対象者としておるのが森林の所有者というところで、言われるように地籍調査が済んでないところもたくさんございます。その辺りについては、別な事業で森林境界明確化事業というものがございすけれども、通常であれば山に上がってもらって、隣接者同士がくいを打つてという作業から地籍調査に入るんですけれども、そういったことがもう高齢化等々によりも困難であるというところで、リモートセンシングで机上で線を引くというようなことが今始まってますので、そこらも導入しながら、市のほうで境界が分かるようなものをつくって、なるべくそういった法務局のほうに行つて確認するとかいうような作業がないようにできればというふうに考えております。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 今、広島県の里山整備事業が活発に今市のほうも前向きにやってくださってますけれども、これとの併用は可能なかどうか、1点伺います。

○南澤委員長 答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長 基本的には森林環境譲与税は人工林が対象ということになっております。それで、広島県の森づくり事業については、天然林が主な対象となっていますので、そこらとの重複ということはできないというふうに考えています。

○南澤委員長 新田委員。

- 新 田 委 員      ということは、今の市が今回始められる事業については、広報活動をしっかりやっていただきたいというのがちょっと今のお話を聞く中では感じましたが、その辺のお考えがあれば伺います。
- 南 澤 委 員 長      答弁を求めます。  
森田課長。
- 森田農林水産課長      現在は、この補助金の交付要綱というものを案は策定をしております。今回のこの委員会の意見を踏まえながら調整をして、速やかにホームページで公開をして、そこで森づくり事業との対比であるとか、そういう事業が明確になるようなものを掲載をして周知を図っていききたいというふうに考えます。  
以上です。
- 南 澤 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員      今回この森林環境譲与税の活用事業ということでの取組として、目的が活用できる人工林があるということで、それを活用していこうという取組に使うという認識なんですけど、補助対象者は登録事業者ということで林業をされている方で、所有者は土地所有者の方もいらっしゃると思うので、それこそ市民の方とかという形になると思うんですけど、この譲与税の恩恵を受けるというか見方をしたときには、登録事業者の方が恩恵を受けるものになるということでもいいですか。
- 南 澤 委 員 長      答弁を求めます。  
森田課長。
- 森田農林水産課長      実際に補助金を交付する相手方というのはそういうことになるかと思えますけれども、ただ、もちろんメートル2,000円で済む金額ではない、これ以上に当然かかるものになってきます。恩恵を受けるのは市だと思います。森林整備をしていただく、森林整備を進めないといけない状況で、道がない。大きい林業経営体さんはどうしても利益を追求する必要がございますので、経済的にもうかるというところにしか入れない。でも、それ以外にも人工林はたくさんありますので、そういったところを地域の方、所有者の方であったり、地域の団体の方であったりというところでカバーをしていただきたいという思いもあって、今回この補助金を創設をいたしました。
- 南 澤 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 南 澤 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、安芸高田市森林環境譲与税活用事業補助金交付要綱の制定についての報告を終了いたします。  
次に、「EXP02025大阪・関西万博」神楽公演について報告を求めます。  
松田商工観光課長。
- 松田商工観光課長      それでは、「EXP02025大阪・関西万博」安芸高田神楽公演について、資料に基づいて説明をします。  
1でございます。大阪・関西万博の概要です。

既に御承知いただいているところですが、「いのち輝く未来社会のデザイン」として、大阪府の夢洲を中心に、2025年4月13日から10月13日までの140日間開催されます。

万博会場での神楽公演の概要です。

①「高校生による未来共創・日本伝統芸能EXPO」です。一般社団法人夢洲・新産業都市創造機構の主催により、5月18日（日）ポップアップステージ北を会場に公演します。

内容は、各地の高校生が集い、伝統芸能を披露するステージとして、吉田高校神楽部の出演、また特別出演として安芸高田神楽協議会が上演します。

その他各地の出演高校は大阪府から和太鼓、兵庫県からは中国の伝統芸能、さらに和歌山県から琴の演舞が予定されています。

②でございます。「Resolution Of LOCAL JAPAN展」です。

主催は参加自治体で構成する万博首長連合です。日程は7月28日（月）、29日（火）の2日間、会場はEXPOメッセ「WASSE」で、徳島市の阿波おどりと共創ステージ「日本の伝統芸能 舞！踊る！！」と題して実施します。

安芸高田市を代表する伝統芸能「神楽」、徳島市を代表する「阿波おどり」、それぞれの上演に加え、神楽と阿波おどりの共演を企画しています。阿波おどりの調子で神楽を、神楽の調子で阿波おどりと、共創をイメージした新たな試みを計画しているところでございます。

次のページ以降に、それぞれの会場イメージ図を添付しています。御一読いただければと思います。

3になります。万博プレイベントの開催です。

安芸高田神楽と阿波おどりの合同PRイベントを計画しています。両市の共催で、6月28日（土）、29日（日）の2日間、万博サテライト会場のJR大阪駅「時空の広場」で実施予定です。神楽、阿波おどりの上演のほか、物産展、市町のプロモーションブース等の設置を検討し、万博公園PR、さらに両市のPRなど、関西圏での神楽機運の醸成を図りたいと考えています。

なお、万博で公演いただく安芸高田神楽協議会からの参加ですが、協議会22神楽団から希望者を募り、若手を中心に13神楽団、19名を選抜しました。団長を神楽協議会会長に依頼し、総勢20名で、現在、万博公演に向け準備、稽古に励んでいただいています。

この万博での公演機会を通じ、安芸高田市の認知度の向上を図るとともに、後継者の意欲の増進、神楽の保存継承、交流人口の増加など、様々な効果が期待できる絶好の機会として捉えています。

以上で、報告を終わります。

○南澤委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 説明資料の2-1の高校生による未来共創という、5月18日開催の分なんですけれども、安芸高田神楽協議会が特別出演というのは、2演目やるということですか。それとも、何かに特別に出るという感じですか。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
松田課長。

○松田商工観光課長 2のところの「高校生による未来共創・日本伝統芸能EXP0」の関係でございます。高校生のほうがメインになります。その主催団体から特別にお声かけをいただきまして、安芸高田神楽協議会も上演時間を設けていただけるということになりました。吉田高校と安芸高田神楽協議会とで2演目を予定しております。  
以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「EXP02025大阪・関西万博」神楽公演についての報告を終了いたします。  
ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時54分 休憩

午後 1時56分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
ここで、説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時58分 休憩

午後 1時58分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
続いてその他の項に入ります。  
その他、皆さんから何かございませんか。  
〔発言なし〕

○南澤委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。  
なお、本日の議案審査に係る委員長報告書の作成について皆さんから御意見等がございましたら発言をお願いします。  
〔発言なし〕

○南澤委員長 それでは、委員長報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。  
〔異議なし〕

○南澤委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。  
これをもって第3回産業厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時59分 閉会